

## 適格回収金口座・適格投資対象

## 1. 適格回収金口座

証券化スキームにおいてサービサーが原債務者から回収した資金は、SPC名義の回収金口座に送金され、短期間滞留した後、投資家への元利金やその他必要費用額として分配される。回収金等が一時的に口座開設先金融機関に滞留するため、口座開設先金融機関の信用リスクの影響を受けることとなるため、証券化商品の格付では、原則以下のように格付とリンクする形で、適格回収金口座の要件を設けている。

1

## ◇証券化商品にかかる格付と適格回収金口座の関係

**【長期証券化商品（1年超）の場合】**

証券化商品の格付		「AAA」～「A-」	「BBB+」～「BBB-」
適格回収金口座 <sup>2</sup>	(短期格付)	「J-1」以上	「J-2」以上
	(長期優先債務格付)	「A-」以上	「BBB-」以上

**【短期証券化商品（1年以内）の場合】**

証券化商品の格付		「J-1+」～「J-1」	「J-2」
適格回収金口座	(短期格付)	「J-1」以上	「J-2」以上
	(長期優先債務格付)	「A-」以上	「BBB-」以上

(注) 通常証券化期間中に口座開設先金融機関の格付が低下した場合には、格付の低下が発表された日から一定期間以内<sup>3</sup>に適格回収金口座としての要件を満たす新たな口座に回収金等に移転させることが必要になる。

## 2. 適格投資対象

証券化商品によっては、現金準備金を長期間積み立てておくなどSPCにおける資金の滞留期間が比較的長期にわたることがあり、資金効率を高めるために一定の運用をする場合があるが、かかる運用に際しても以下のような要件を設けている。

<sup>1</sup> JCRから格付を取得していない場合であっても、適格と判断することもある。

<sup>2</sup> 口座開設先金融機関の短期格付がない場合は長期優先債務格付で対応する。

<sup>3</sup> 通常10営業日以内や1ヵ月以内が多い（JCRでは1ヵ月以内を原則としている）。

◇適格投資対象および対照表

【適格投資対象】

投資商品	国債、政府保証債 CP、預金、信託銀行の銀行勘定（下表参照） 無担保コール、国債レポ <sup>4</sup> 、CP現先等（下表参照）
期間	原則、計算期日の4営業日前までに満期が到来するもの、中途解約可能なもの、又は随時引出可能なもの（金融機関の対応能力如何では、例外的に2営業日前までに満期が到来するものでも対応可能）
通貨	証券化商品の元利金等の支払いに利用される通貨
その他	いずれも元本割れしないもの（オーバーパーで発行される債券等、償還損が生じるおそれがあるものへの投資も不可）

◇証券化商品にかかる格付と適格投資対象の関係

【長期証券化商品（1年超）の場合】

証券化商品の格付		「AAA」～「A-」	「BBB+」～「BBB-」
適格投資対象 <sup>5</sup>	（短期格付）	「J-1」以上	「J-2」以上
	（長期優先債務格付）	「A-」以上	「BBB-」以上

【短期証券化商品（1年以内）の場合】

証券化商品の格付		「J-1+」～「J-1」	「J-2」
適格投資対象	（短期格付）	「J-1」以上	「J-2」以上
	（長期優先債務格付）	「A-」以上	「BBB-」以上

（注）証券化期間中に適格投資対象の格付が低下した場合は、当該格付公表後または撤回後1ヵ月以内に他の適格投資対象に変更することを原則としている。

以上

<sup>4</sup> 売戻価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）が買付価格（経過利子相当分を売買単価に加えた利含みの価格）を下回らない売戻条件付の買付に限る。また、売戻条件付の買付の場合、買付の相手方はJCRの適格投資対象の格付を満たさなければならない。

<sup>5</sup> 口座開設銀行の短期格付がない場合は長期優先債務格付で対応する。